

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条～第十条）
- 第二章 基本方針（第十一条）
- 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
- 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
- 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人
- 四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

- 3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。
- 4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意欲が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）のっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念ののっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念ののっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ

安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、運

滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議
(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置
(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)
(施行期日)

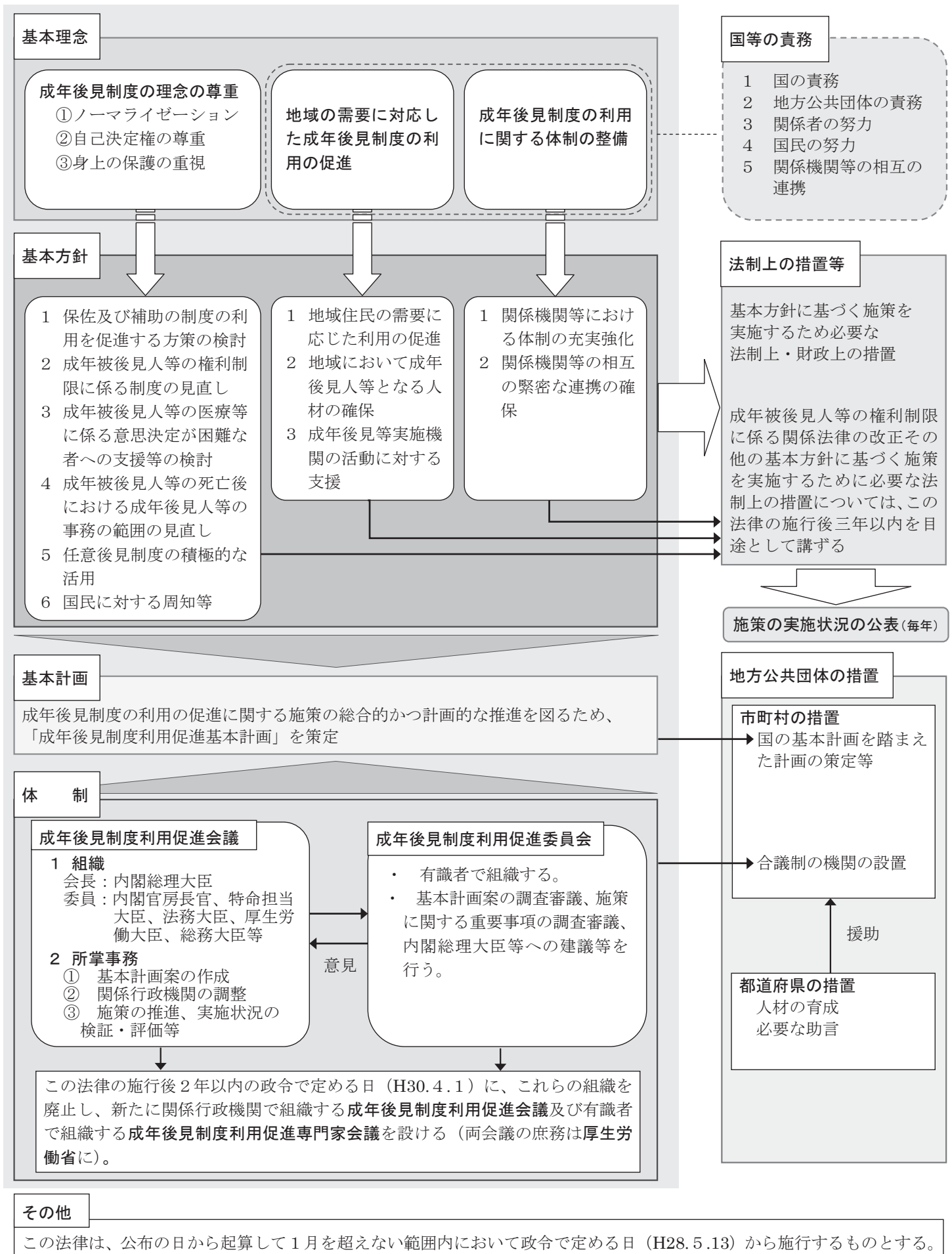
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定する

ことが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図※平成 28 年 4 月 8 日成立、同年 5 月 13 日施行



成年後見制度利用促進基本計画について

〔平成 29 年 3 月 24 日
閣 議 決 定〕

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を別添のとおり定める。

成年後見制度利用促進基本計画

<目次>

1	成年後見制度利用促進基本計画について	
(1)	成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	1
(2)	基本計画の対象期間	1
(3)	基本計画の工程表	1
2	成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等	
(1)	基本的な考え方	1
(2)	今後の施策の目標等	3
①	今後の施策の目標	
ア	利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。	
(a)	利用者に寄り添った運用	
(b)	保佐・補助及び任意後見の利用促進	
イ	全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。	
(a)	権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	
(b)	担い手の育成	
ウ	不正防止を徹底するとともに、利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。	
(a)	不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実	
(b)	地域連携ネットワークの整備による不正防止効果	
エ	成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。	
②	今後取り組むべきその他の重要施策	6
ア	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等	
イ	死後事務の範囲等	
③	施策の進捗状況の把握・評価等	7
3	成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	
(1)	利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	7
①	制度開始時・開始後における身上保護の充実－	
②	高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方	
③	後見人の選任における配慮	
④	利用開始後における柔軟な対応	
⑤	成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方	
(2)	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
①	地域連携ネットワークの三つの役割	9

ア	権利擁護支援の必要な人の発見・支援	
イ	早期の段階からの相談・対応体制の整備	
ウ	意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	
②	地域連携ネットワークの基本的仕組み	10
ア	本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	
イ	地域における「協議会」等の体制づくり	
③	地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性	11
④	地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	11
ア	広報機能	
イ	相談機能	
ウ	成年後見制度利用促進機能	
(a)	受任者調整（マッチング）等の支援	
(b)	担い手の育成・活動の促進	
(c)	日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	
エ	後見人支援機能	
オ	不正防止効果	
⑤	中核機関の設置・運営形態	16
ア	設置の区域	
イ	設置の主体	
ウ	運営の主体	
エ	設置・運営に向けた関係機関の協力	
⑥	優先して整備すべき機能等	18
(3)	不正防止の徹底と利用しやすいさとの調和－安心して利用できる環境整備－	18
①	金融機関による新たな取組	
②	親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止	
③	家庭裁判所と専門職団体等との連携	
④	移行型任意後見契約における不正防止	
(4)	制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	20
①	任意後見等の利用促進	
②	制度の利用に係る費用等に係る助成	
③	市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定	
(5)	国、地方公共団体、関係団体等の役割	21
①	市町村	
②	都道府県	
③	国	
④	関係団体	

ア) 福祉関係者団体	
イ) 法律関係者団体	
(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	25
①経緯等	
②中間報告の内容	
③今後の方向性	26
(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	27
(8) 死後事務の範囲等	27
4 その他	

成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。以下「促進法」という。)第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

(2) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間で念頭に定めるものとする。

(3) 基本計画の工程表

後述の2(2)「①今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要である。

このため、国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである。

2 成年後見制度利用促進に当たったの基本的な考え及び目標等

(1) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十

分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」又は「後見人」という。)

がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約(施設入所)のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション^{※1}、②自己決定権の尊重^{※2}の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点

※1 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえ、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とすることがあり、今後一層、③身上の保護の重視^{※3}の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

（２）今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

ア）利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者に寄り添った運用

○ 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧ににくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。

○ 特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデル^{※4}から社会モデル^{※5}への転換、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとつての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。

○ こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合に

※4 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、専ら心身の機能の障害に起因するとする考え方。

※5 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。障害者の権利に関する条約、障害者基本法等が採用している。

は、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する。

○ また、成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

○ 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々々の判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々々の心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。

○ また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。

イ）全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

○ 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指す。

○ 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。

○ また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的

に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。

- このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。
- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。
- こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく。

(b) 担い手の育成

- 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすいさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

- 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。
- 各後見人の後見業務が適正に行われているかの日常的な確認、監督の仕組みの充実については、専門職団体による自主的、積極的な取組に期待するとともに、法務省等は、最高裁判所と連携し、必要な検討を行う。

(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応

等が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、各地域においては、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意する。

エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

- 現在、成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘がある。
- 促進法第 11 条第 2 号において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることを踏まえ、これらの見直しを速やかに進める。

②今後取り組みむべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等

- 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がいない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。
- 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年被後見人の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

イ) 死後事務の範囲等

平成 28 年 10 月、新たに成年被後見人宛ての郵便物の成年後見人への転送等や、成年後見人による成年被後見人の遺体の火葬・埋葬

に関する契約の締結等を規定した成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）が施行された。同法律の施行状況を踏まえ、成年後見の事務が適切に処理されるよう、必要な検討を行う。

③施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。特に、基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

平成34年度以降の取組については、各施策の進捗状況を踏まえ、別途検討する。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

（1）利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 －制度開始時・開始後における身上保護の充実－

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。

後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

○ 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。

今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見

人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

②後見人の選任における配慮

○ 後見人は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮して後見事務を行うべき義務を負っているところ、後見人がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。

○ このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

○ 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。

③利用開始後における柔軟な対応

○ 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。

○ こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合には、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。

○ 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるように支援する機能が期待される。

また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔

軟な運用を可能とする方策を検討する。

④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

○ 現行法は、家庭裁判所は、成年後見制度を利用しようとする人の精神の状況につき鑑定をしなければならないと定める一方で、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りではない(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第119条)としており、鑑定書に代えて、より簡易な診断書の提出も許されるものとされている。

○ 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が大きいこと等に鑑みれば、後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づき適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、障害者については、本人の障害の特性をよりの確に踏まえた判断がなされることが望ましい。

○ そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

○ また、後述の地域連携ネットワークにおけるチームに医師も参加し、診断書等を作成した後の情報提供を受けることによって、継続的な本人支援に関わることができるよう配慮すべきである。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記2(2)①イ)の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携(医療・福祉につながる仕組み)だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み(権利

擁護支援の地域連携ネットワーク)を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けていない人、虐待を受けている人など)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

○ 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。

○ 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとする。

備を進めていく必要がある。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を上げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。

イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
 - ・ 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
 - ・ その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
 - このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。
- #### ③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性
- 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
 - 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

また、市町村・都道府県において、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整

道府県が連携し支援する必要がある。

※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

○ 親族後見人候補者の支援

- ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。

○ 市民後見人候補者等の支援

- ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。

○ 受任者調整（マッチング）等

- ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
- ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
- ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。

○ 家庭裁判所との連携

- ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

(b) 担い手の育成・活動の促進

○ 市民後見人の研修・育成・活用

- ・ 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行ってきたが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。

- ・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。

○ 法人後見の担い手の育成・活動支援

- ・ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
- ・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とするNPO法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
- ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。

- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。

- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

エ) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地

域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。

- ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。

など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われないう状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

オ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけ

ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

- このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。

- 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。

- 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討する。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ)に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託

すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるように検討されるべきである。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定の通り、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

⑥優先して整備すべき機能等

- 全国の地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア）広報機能やイ）相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で見出し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
- また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能（④イ）の機能）の整備に優先して取り組みよう努めるべきである。
- ④ウ）成年後見制度利用促進機能とエ）後見人支援機能についても、今後の認知症高齢者の増加にも対応し、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待されるところであるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- なお、成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその後見人の相談対応等の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

- (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 一安心して利用できる環境整備一

- 成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- 特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができると、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。

①金融機関による新たな取組

- 金融機関は、本人名義の預貯金口座について、後見人による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・私展方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。
- こうした取組により、後見人の財産管理の事務の負担が軽減されることになれば、後見人が身上保護に関する事務により取り組むことが可能となる。

②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止

- 本人の意思を尊重しつつ、後見人による不正防止等を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするため、支援機能を担う法律専門職団体は、支援機能の一環として、後見人に対し、積極的に指導・助言を行うものとする。
- 上記の法律専門職団体は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する。

③家庭裁判所と専門職団体等との連携

- 法務省等は、最高裁判所と連携し、地域の金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

④移行型任意後見契約における不正防止

- 移行型任意後見契約については、上記2（2）④エ）において述べた地域連携ネットワークのチームによる見守りにおける不適切なケースの発見・支援とともに、不正防止に向けた実務的な対応策について幅広い検討が行われるべきである。

（4）制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

①任意後見等の利用促進

- 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。

②制度の利用に係る費用等に係る助成

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
 - ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
 - ・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。
- 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第 23 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 上記（２）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ 上記（２）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 上記（２）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

（５）国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記（２）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第 23 条第 2 項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
- 市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査

審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

②都道府県

- 促進法第 24 条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第 5 条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
 - その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
 - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。
- 都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。
- ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する

地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

③国

- 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取組への支援等に取り組む。

- また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じていないかを継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討していくこととする。

- 保佐・補助を含めた成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる。

※ なお、地域において、既存の資源を活用しつつ、横断的で効率的な連携の仕組み構築が可能となるよう、国・都道府県・市町村においては、既存の制度の弾力的な活用等に配慮する。

④関係団体

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

- ・ ソーシャルワーク^{※6}の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援

- ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介

- ・ 社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦

- ・ 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動

- ・ 必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が必要な人の発見等）

- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

イ) 法律関係者団体

- 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。

- ・ 法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加

- ・ 弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法律的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦

- ・ 親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与

※6 専門的な知識を用いて行われる社会福祉援助活動や、社会福祉援助活動で用いられる専門的な技術などの総称。

- ・ 本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

① 経緯等

- 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断をする親族等がない場合であっても、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年被後見人等の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。
- 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護等の観点からの注意点が取りまとめられた。
- 平成28年度と同研究事業においては、成年被後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の在り方等の検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。

② 中間報告の内容

- 同中間報告では、成年被後見人等に医療同意権を与えるかどうか(合法性)の観点のみならず、意思決定支援の視点から、適格性(支援に必要な資質と力量)及び適切性(権限行使が適切に行われる条件等)の確保の観点も踏まえ、以下のような考えが示された。
 - ・ 成年被後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割(情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等)があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるよう多職種との協議に参加したり、家族間の意見を調整するなどして、貢献できる場合がある。
 - ・ 今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年被後見人等の役割の拡充を考える場合には、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な施策と併せて、後見人の意思決定支援者としての役割を明示すると

もに、教育及び運用の質を確保することが重要である。

- ・ 特に、本人の意思決定が困難な場合においては、成年被後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要があるが、まずそうした環境整備が重要である。
- ・ そのためには、上記のような事例をまず共有しつつ、今後も、医療・介護等の現場における合意形成等、必要な対応を検討していく必要がある。

③ 今後の方向性

- まずは、医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年被後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等においては、成年被後見人等が、他の職種や本人の家族などと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境が整えられることが重要であり、その上で、所見を述べ、又は反対に所見を控えるという態度をとったことが社会的に受け入れられるような合意形成が必要と考えられる。
 - 今後、政府においては、このような考え方を基本として、
 - ・ 人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
 - ・ 人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス(アドバンス・ケア・プランニング)の考え方も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかにっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。
- (7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し
- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)については、成年被後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
 - また、促進法第11条第2号においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
 - 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由

に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8) 死後事務の範囲等

- 促進法第 11 条第 4 号においては、成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等宛ての郵便物の成年後見人への転送や、成年後見人による死後事務(遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等)等については、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が平成 28 年 10 月 13 日から施行されており、政府においては、その施行状況を踏まえつつ、これから成年後見人による事務が適切に行われるよう、必要に応じて検討を行う。

4 その他

促進法附則第 3 条において、促進法施行の日から 2 年を超えない範囲内において政令で定める日に内閣府に置かれた成年後見制度利用促進会議及び促進委員会を廃止するとともに、新たに厚生労働省においてその庶務を処理する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設けることが規定されている。

円滑な事務の引継ぎを行い、基本計画の推進に支障を来すことがないよう、内閣府及び厚生労働省において緊密に連携を図り、関係省庁の協力を得て所要の準備を進める。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I 制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II 市町村計画の策定			国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ		
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用					
・適切な後見人等の選任のための検討の促進			適切な後見人等の選任のための検討の促進		
・診断書の在り方等の検討			診断書の在り方等の検討		
・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等			意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		
IV 地域連携ネットワークづくり					
・市町村による中核機関の設置			中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備		
・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進			相談体制・地域連携ネットワーク構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）		
V 不正防止の徹底と利用しやすいとの調和					
・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等			金融機関における自主的な取組のための検討の促進		
・取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			専門職団体等による自主的な取組の促進		
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討					
医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し					
成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで					

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

平成 29 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

内閣府大臣官房成年後見制度利用促進担当室長

(公印省略)

成年後見制度利用促進基本計画の策定について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、平成 29 年 3 月 24 日、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号、以下「促進法」という。）に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定いたしました（別添）。今後、政府においては、本計画に基づき、関係省庁が連携して総合的かつ計画的に成年後見制度利用促進策に取り組むこととなります。

促進法第 23 条第 1 項において、市町村は、基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。また、促進法第 24 条において、都道府県は、市町村が講じる第 23 条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされています。

基本計画のポイントや都道府県・市町村の役割等につき、以下の通り通知しますので、御参照の上、各地域における施策推進に御尽力いただきますようお願いいたします。

I. 基本計画のポイント（参考 1「成年後見制度利用促進計画について」参照）

基本計画のポイントは以下の 3 点です。（※それぞれの施策の今後の進め方等については下記Ⅳ. を参照のこと）

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ・本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援等の機能を整備
- ・本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関（センター）」の整備

3. 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策（※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与するイメージ）の検討

※計画対象期間は概ね 5 年間を念頭（基本計画の最終ページに「工程表」あり）。

II. 都道府県の役割

1. 促進法の規定ぶり

都道府県の役割に係る促進法の規定（第 24 条）は以下の通りです。

第 24 条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

2. 基本計画における記載

基本計画（p. 22）では、都道府県の役割について以下の通り記載しているところです。

②都道府県

- 促進法第 24 条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第 5 条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。
 - その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
 - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。
 - 都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。
 - ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。
- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

III. 市区町村の役割

1. 促進法の規定ぶり

市町村の役割に係る促進法の規定（第 23 条）は以下の通りです。

- 第 23 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

2. 基本計画における記載

基本計画（p. 21）では、市町村の役割について以下の通り記載しているところです。

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第 23 条第 2 項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。
- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

基本計画において詳述されているように、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」は、各地域において保健・医療・福祉と司法を含めた連携の仕組みを構築することにより、①制度の広報、②制度利用の相談、③制度利用促進（マッチング）、④後見人支援等の機能を整備するものです。具体的には、①本人を見守る「チーム」、②地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、③全体のコーディネートを行う「中核機関」といった仕組みが必要と考えられます。

中核機関について、基本計画では、市町村単位、又は複数の市町村にまたがる区域での設置を検討し、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより、市町村が設置することが望ましい、としております。具体的検討に当たっては、基本計画の以下の記載にも御留意下さい。

⑤中核機関の設置・運営形態

（中略）

- ・・・例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。（基本計画 p. 16～p. 17）

- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。（基本計画 p. 18）

IV. 今後の進め方等

1. 基本計画上の工程表に記載されたスケジュール

基本計画上の工程表においては、上記 I. で記した 3 つのポイントにつき、以下のようなスケジュールが記されているところです。

（1）「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」関係（基本計画における工程表Ⅲを参照）

○平成 31 年度半ばまでに、国において、以下の取組を進める。

- ・ 適切な後見人等の選任のための検討の促進
- ・ 成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策と、当該判断について記載する診断書等の在り方の検討

○その後、上記の取組を踏まえた新たな運用を開始するとともに、運用状況のフォローアップを行う。

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」関係（同工程表Ⅳを参照）

○基本計画では、成年後見制度の利用促進に向け、各地域において「中核機関の設置・運営」「地域連携ネットワークの整備」を進めることとされています。これらについては、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間に、各地域において段階的・計画的に進めることを念頭に置いています。

○基本計画の工程表では、まずは、平成 29 年度から平成 31 年度当初まで、国において、相談体制・地域連携ネットワークの構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等）を行うことが示されています。具体的には、平成 29 年度予算案に盛り込まれている相談機関やネットワークの構築などの体制整備のための事業（認知症総合戦略推進事業（担当：厚生労働省老健局））等を活用いただくことを想定しています。そうした取組を踏まえ、その後、全国の各地域における相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築を進めることとしています。

（3）「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」関係（同工程表Ⅴを参照）

○まず、平成 29 年度から平成 31 年度半ばにおいては、以下の取組を想定しています。

- ・ 金融機関において、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・払戻方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めること
- ・ 法律専門職は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する等の自主的な取組を進めること

○これらの取組や、地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえ、31 年度半ば以降、法務省等は、最高裁判所と連携し、より効率的な不正防止のための方策を検討していく予定です。

2. 上記を踏まえた市区町村・都道府県における当面の取組

各市区町村におかれましては、平成 29 年度から開始される厚生労働省の上記事業によって収集される各地域の先進的な取組例等も参考にしつつ、各地域の実情を踏まえた計画の策定に取り組んでいただくことが求められます。

まず、当面の取組としては、①市区町村における成年後見制度利用のニーズ把握の方法の検討及び②地域の専門職との連携の在り方（地域にどのような専門職がどのくらい存在するのか、その専門職とどのように連携をとって「協議会」を作っていくか、家庭裁判所との連携はどのように図るのか等）などの検討から始めていただくことが考えられます。

市区町村がこれらの取組を進める上で、都道府県におかれては、管下の市区町村の取組状況の把握及び専門職との連携（協議会）の在り方等についての広域的な観点からの検討・支援をお願いいたします。例えば、専門職団体の地方支部と協力して、どのような単位で（市区町村単位か、ある程度広域的な単位か）ネットワーク（協議会・中核機関）を設置するか、家庭裁判所とはどのような連携をとるか、及び市民後見人・法人後見などの担い手の確保策をどうするか等の検討を通じて、各都道府県下の成年後見制度利用促進体制構築に向けた取組をお願いいたします。

また、管下の市区町村に対しては、貴職から御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

別添 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）

参考 1 成年後見制度利用促進基本計画について

参考 2 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

子 発 1 2 1 2 第 1 号
社 援 発 1 2 1 2 第 2 号
老 発 1 2 1 2 第 1 号
平 成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚 生 労 働 省 老 健 局 長
(公 印 省 略)

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行することとされている。

改正法による改正内容として、(1)地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2)市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする、(3)市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられる。

本日、改正法による改正後の社会福祉法第 106 条の 3 第 2 項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）が告示されたところであるが、今般、①社会福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等について、別紙のとおり通知するので、十分御了知の上、管

内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図るとともに、これを参考として、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をお願いする。

なお、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成 14 年 4 月 1 日社援発第 0401004 号厚生労働省社会・援護局長通知）については廃止する。

貴職におかれましては、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するとともに、できるだけ早期に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に今般の社会福祉法の改正内容を反映させるようご配慮いただき、また、都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特徴、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、今般の法改正により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を

行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

- ・ 地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に努める取組等

イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

- ・ 地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方

- ・ 既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を見出す機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

- ・ 生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域

づくりに関する取組等)

オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- ・ 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016 年(平成 28 年) 3 月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)(以下「住宅セーフティネット法」という。)の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・ 生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ・ 自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分

野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)

ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・ 認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその他の中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)(以下「成年後見制度利用促進法」という。)に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる)

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)(以下「再犯防止推進法」という。)の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

事務連絡
平成 30 年 7 月 24 日

平成 30 年 3 月 30 日

成年後見制度利用促進における社協の取り組みと 地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
(今後の権利擁護体制のあり方検討委員会)

成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について (情報提供)

日頃より、成年後見制度利用促進の取組についてご尽力いただきありがとうございます。
今般、全国社会福祉協議会が、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策(別添 1)をとりまとめたところ です。

また、これを踏まえ、本日、最高裁判所事務総局家庭局第二課長から各家庭裁判所事務局長宛てに、別添のとおり文書(別添 2)が発出されましたので、参考までに情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に本事務連絡について情報提供いただきますようお願いいたします。

また、成年後見制度利用促進基本計画を図るため、都道府県が家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会等利用できる地域体制の構築を図るため、都道府県における広域的な権利擁護支援の地域連携ネットワークを図ること等により、管内市区町村における広域的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、市町村計画策定のための支援等、積極的に推進していただきますようお願いいたします。

(担当)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 栗原、福野
電話 : 03-5253-1111 (内線 2228)
E-mail: seinenkouken@nhlw.go.jp

○地域において判断能力が不十分な人びとの権利を擁護するために、社会福祉協議会(以下、「社協」という。)では地域福祉を進めるなかで、日常生活自立支援事業や成年後見制度の推進に取り組んでいる。全社協・地域福祉推進委員会(以下、「本会」という。)では、地域住民や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における総合的な権利擁護体制の構築を提唱し、年齢や障害種別、資力等にとらわれず、地域のさまざまな人びとのニーズに応じた権利擁護を推進している。

○こうしたなか、利用者のノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した制度の利用促進、制度の利用に関する体制の整備を基本理念とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行された。法施行を受け、国は平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画(以下、「基本計画」という。))を閣議決定し、総合的かつ計画的に施策の推進を図られることとなった。

○この動きは、これまで社協が取り組んできた総合的な権利擁護体制のさらなる強化を図る好機と捉えることができ、社協は、これまでの取り組みを活かし、基本計画で謳われている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関*の受託を進めるなど、成年後見制度利用促進にかかる取り組みを積極的にすすめていくべきと考える。

○各自治体での成年後見制度利用促進にかかると市町村計画の策定や、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置の検討がすすむこの時期を逃すことなく、行政と連携しながら総合的な権利擁護体制の構築を推進する必要がある。

○こうした状況を踏まえ、本会では、成年後見制度の利用促進において社協が果たす役割と、そのための取り組みについて、現段階での考え方や課題を整理し、『社協・生活支援活動強化方針』に示した地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策をとりまとめ、全国の社協に提言することとした。

* 地域連携ネットワーク及び中核機関については、P8 図 2 参照

I 社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制 1. 社協における権利擁護の取り組み 2. 地域における総合的な権利擁護体制の構築 II 社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方 1. 基本的な考え方 (1) 社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす (2) 日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義 2. 市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み (1) 市町村計画の策定に参画する (2) 地域連携ネットワークにおいて役割を果たす (3) 中核機関の受託をめざす (4) 行政とのパートナーシップの構築 (5) 家庭裁判所との連携と役割の確認 (6) 社協における権利擁護支援に関わる取り組み、総合相談体制の強化 3. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携 (1) 成年後見制度への円滑な連携 (2) 社協による法人後見に仕組み 4. 都道府県社協による市区町村社協の支援 III 今後の取組課題・検討課題（全社協の取り組み） 【参考資料】 ①『社協・生活支援活動強化方針(行動宣言と第2次アクションプラン)』(平成30年3月改訂)・・・概要、権利擁護に関わる行動宣言とアクションプラン ②平成29年度「成年後見制にかかる実態調査」調査結果の概要	I 社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制 1. 社協における権利擁護の取り組み ○地域福祉の実践のなかで、社協は、地域に暮らす人が、障害の有無や年齢にかかわらず、尊厳をもってその人らしく安心して生活が送れるよう、権利擁護の取り組みをすすめてきた。 ○平成12年の社会福祉法改正により、自己決定や自立支援を旨とする利用者本位の福祉サービスが基本理念として位置づけられてからは、利用者を支援・保護する仕組みとして福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度が活用され、地域での生活を支援している。 ○とりわけ日常生活自立支援事業では、利用者の判断能力が低下しても、できるだけ本人の意思を尊重しながら、自己決定やその人らしい生活を支えるアドボカシーとエンパワメントを基盤とするソーシャルワーク（相談援助）による支援を専門員が展開してきた。 ○日常生活自立支援事業では、生活支援員が専門員の指示を受け日常的な支援を提供している。生活支援員は市民・住民が担っており、専門職とは異なる「利用者にとつての隣人・友人」としての態度で接し、常にご利用者に寄り添う姿勢で関係性を重視した支援をしている。こうした住民参加の視点こそ本事業の重要な点である。 ○さらに、本会では、権利擁護支援を必要とする人を確実に支援に結びつけることができるように、地域住民の参加や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」の設置を掲げ、地域における総合的な権利擁護体制の構築を推進してきた。 ⇒下記「◆全社協における権利擁護に関わる主な提言・調査研究」参照 ○また、『社協・生活支援活動強化方針（第2次アクションプラン）』（平成30年3月改訂）では、権利擁護等に関する行政との取り組みについて、社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を示した。（参考資料参照） ○これらの取り組みは、国の基本計画に示された地域連携ネットワークや中核機関に通じる考え方となっている。（「成年後見制度利用促進基本計画」2-(2)-①④)-(a)「権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備」参照） ◆全社協における権利擁護に関わる主な提言・調査研究 ①地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究（平成15年度） ・「福祉後見」*を推進する取り組みとして、地域の住民や社会資源との協働運営による「福祉後見サポートセンター」構想において、次の機能が地域の中につくられていくことが必要としている。 ①人材養成・人材バンク機能 ②相談・支援機能
--	--

③成年後見人等へのサポート機能

④調査・研究、サービス開発機能

*「福祉後見」とは、福祉的ニーズに応える後見のあり方をめざすものであり、そのために成年後見人等ひとりに傾くのではなく、ネットワークで支えていく仕組みを地域につくりあげていこうとするもの。

②地域における権利擁護体制の構築に関する調査研究事業（平成24・25年度）

・権利擁護支援を必要とする人が支援に確実に結びつくよう、地域住民や市町村行政・関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における権利擁護体制の構築を推進することを提案した。

・「権利擁護センター等」のもつ機能として下記を示した。

- ①権利擁護・成年後見制度の相談
- ②日常生活自立支援事業の実施
- ③法人後見の実施
- ④市民後見人の養成、活動支援（受任調整や後見人就任後の実務を進めるうえでの相談・支援）

・「権利擁護・成年後見制度の相談」は、社協本来の機能を活かし、地域における権利擁護支援の基盤づくりにつながる活動であるため、中心的な取り組みと位置づけている。

・また、「権利擁護センター等（権利擁護センター、成年後見センター、福祉後見サポートセンター等）」を設置している社協において、市町村長申立て、社協による法人後見、市民後見人の養成・活動支援、日常生活自立支援事業等の一体な実施により、解決に向けた調整等が有効に機能していることなどから、センターの設置を提案している。

2. 地域における総合的な権利擁護体制の構築

○市区町村において、今後、成年後見制度の利用促進が図られるにあたり、社協は、地域における総合的な権利擁護体制を念頭に取り組みを推進する必要がある。

○判断能力が不十分な人が、他者からの不当な権利侵害にあうことなく、自身の権利を適切に行使しながら、尊厳をもってその人らしく安心して地域で暮らすためには、その状況に応じて福祉サービスやインフォーマルな福祉活動などによる多様な支援が切れ目なく提供される総合相談・生活支援体制を構築する必要がある。

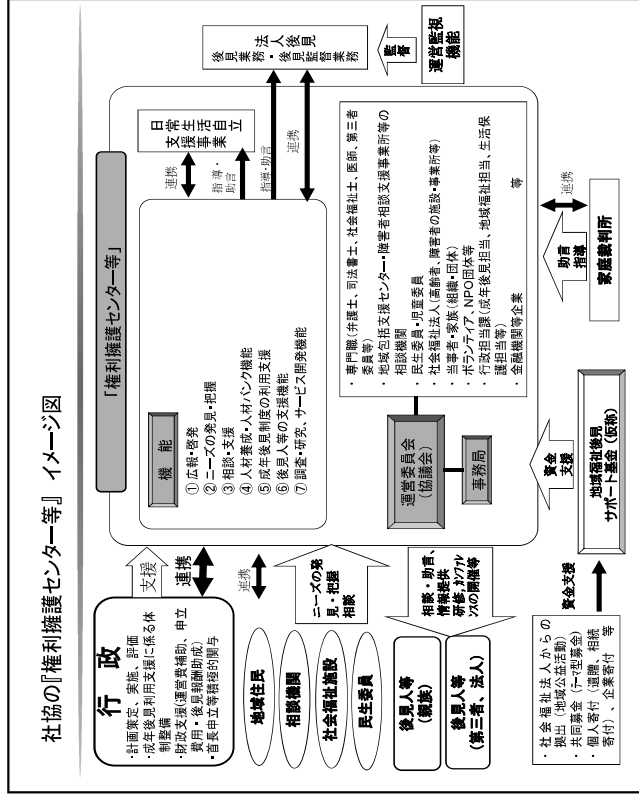
○社協は、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援を、総合相談・生活支援体制における重要な事業の一つに位置づけ、他の福祉サービスや施策、住民等の福祉活動と連携し、住民にとって身近な社会資源の一つとして活用されるよう取り組みを進めてきた。

○さらに住民のニーズが複雑化・多様化するなか、住民同士の見守り等の中から支援が必要なる人を発見し支援につなげる仕組みづくり、判断能力の低下に加え複雑・多様な課題を抱え、孤立しがちな人の相談を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制づくりが求められる。これは、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの一環に他ならない。

○こうしたことから、社協は、日常生活自立支援事業や法人後見の経験・実績を生かし、総合相談・生活支援の仕組みづくりの一環として、成年後見制度利用促進に係る地域ネットワーク、中核機関の設置を含む「権利擁護センター」づくりに取り組む必要がある。（下記の社協の『権利擁護センター等』イメージ図参照）

○また中核機関を委託しない場合にも、社協には、権利擁護に関わる「①広報・啓発」「②ニーズの発見・把握」「③相談・支援」の取り組みが求められる。

【図1】



II 社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方

1. 基本的な考え方

(1) 社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす

○地域における総合的な権利擁護の推進にあたっては、成年後見制度を必要とする人を確実に利用に結びつけることのできる体制を構築する必要がある。

○制度が周知されていない、相談につながらない、地域において適切な後見人等の候補者がいない、申立てにかかる費用や報酬などが負担できない、申立て可能な親族がいない等により、制度の利用に至らないということはあってはならない。

○社協は、日常生活自立支援事業等により地域の権利擁護支援を必要とする人の相談支援を行うとともに、行政や権利擁護支援に関わる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、社会福祉施設、民生委員・児童委員等の多様な関係者・関係機関とのネットワークを構築している。

○こうした取り組みをもとに、社協には成年後見制度の利用促進において積極的に役割を果たすことが求められている。

○国の基本計画では、市町村が主体となつて、市町村計画の策定、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置をすすめていくことになるため、行政と十分に連携し、社協の取り組みを活かしていくことが求められる。

○市町村の計画作成に要する費用、中核機関の運営に要する費用については、平成30年度より新たに地方交付税措置が講じられる。

○あわせて国は、各自治体が中核機関の設置等を円滑に行えるよう、成年後見制度利用促進体制整備委員会（事務局：日本社会福祉士会）において、自治体向けに『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』を作成した。市区町村との連携を図りながら取り組みを進めるうえで参考にしたい。

(2) 日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義

○日常生活自立支援事業は、利用者が一人の市民として、できるだけ自らの力で権利行使し、必要なサービスを使いながら安心・安全な生活を送ることができよう、必要な援助を行う事業として、地域福祉推進の一翼を担い、社協における権利擁護支援の中心となっている。

○その支援は、一人ひとりに合わせた情報提供や助言をもとに、諸手続等を同行または代行により支援することが原則であり、代理による援助は契約締結審査会の審査を踏まえ限定的なものとするなど、利用者の主体性の尊重および自己決定に基づく支援を基本としている。

○このような「意思決定支援」や「利用者に寄り添った支援」を行う日常生活自立支援事業のノウハウや専門性を、成年後見制度を活用する際にも積極的に活かしていく視点が必要である。

○また、成年後見制度を利用する前から、日常生活自立支援事業の利用により本人に寄り添った意思決定支援を行うことは、成年後見制度利用後の意思決定支援をより適切なものにするためにも有効なものとなる。

2. 市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み

(1) 市町村計画の策定に参画する

○市町村は、国の基本計画をふまえ、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定め、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築とその中核機関を設置することが求められている。

○平成29から33年度の概ね5年間に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等が進められることとなるが、各自治体の成年後見制度利用促進に係る課題認識、計画策定の検討状況等にはばらつきがある。

○市区町村社協、指定都市社協は、各自治体の動向を把握し、関係機関・団体とともに、行政に対して地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に係る協議を働きかけ、計画策定に積極的に参画する。

○なお、平成29年の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が努力義務化された。『策定ガイドライン（通知）*』に、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方」が示され、「成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なもの」とすることも考えられる」ことが明記されており、地域福祉計画の策定時は、権利擁護支援のあり方を検討する好機と捉える必要がある。

*「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年12月12日付厚生労働省子ども家庭局長等3局長連名通知)『第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン』

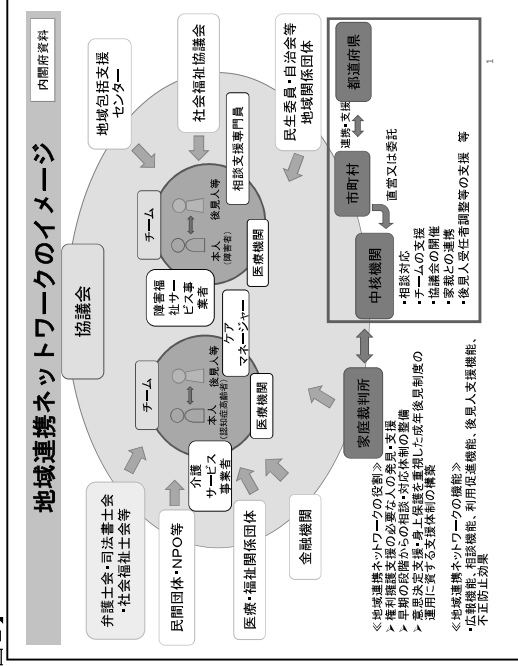
(2) 地域連携ネットワークにおいて役割を果たす

○国の基本計画には、地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能として下記が示されている。また、広報機能や相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきとしている。

■地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能

- ・ 広報機能（権利擁護の必要な人の発見・周知・啓発等）
- ・ 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- ・ 利用促進（マッチング）機能
- ・ 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）
- ・ 不正防止効果

【図 2】



○「権利擁護センター等」を設置している社協では、既にこれらの機能を備えている場合も多く、また、「権利擁護センター等」を設置していない場合にも、日常生活自立支援事業を通して権利擁護支援に関する専門性やノウハウを蓄積していることから、中核機関の受託の有無に関わらず、地域の実情等に応じて、地域連携ネットワークにおいて積極的に役割を果たす必要がある。

○具体的には、「協議会」に参画するほか、本人を支える「チーム」のメンバーに加わる等の関わりを持つことが考えられる。

（３）中核機関の受託をめざす

○市区町村社協、指定都市社協は、日常生活自立支援事業の実施や権利擁護体制の構築に向けた取り組みを活かし、中核機関を受託しその役割を担うことが考えられる。

○国の基本計画では、市町村が委託する場合の中核機関の運営主体について、「業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）」を選定している。

○「権利擁護センター等」の設置や法人後見等を実施している社協はもとより、それ以外の社協にあっても、中核機関の受託にあたっての課題を整理し、社協として受託が可能かどうかを検討し、受託に向けた調整を行政を行う。

【社協が中核機関を受託する際の検討課題（例）】

- （１）市区町村行政の積極的な関与
 - ・財源の確保、市区町村長申立の実施、成年後見制度利用支援事業の活用 等
- （２）都道府県段階（行政・都道府県社協）の支援
- （３）財源の確保
 - ・公費、成年後見報酬、寄付金 等
- （４）事務局体制の整備、社会福祉士等専門職の配置
- （５）行政ならびに関係機関・団体、専門職との連携、役割分担

○なお、法人後見を実施している社協が中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組を整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認されるなど、中立性、透明性を担保することが必要である。

（４）行政とのパートナーシップの構築

○国の基本計画では、中核機関の設置主体について、「中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報に基に行われること、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい」とし、市町村が直営で運営するか、市町村が選定した法人に委託することが示されている。

○成年後見制度の利用促進にあたっては、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成など市町村の関与が不可欠である。

○中核機関を委託する場合であっても、市町村は成年後見制度の利用促進にかかわる責任を果たさなければならない。社協が中核機関を受託する場合にも、社協が役割を丸抱えするということがないよう、行政とのパートナーシップを築きながら体制整備をすすめていくことが必要である。

（５）家庭裁判所との連携と役割の確認

○中核機関は、家庭裁判所への適切な後見人候補者の推薦や後見人への支援を行うとともに、家庭裁判所と情報を共有して後見人による事務が本人の意思を尊重して行われるよう支援することが求められている。

○後見人の監督は家庭裁判所の責務であり、中核機関を受託する場合は、各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠である。また、中核機関の役割について家庭裁判所に確認をすることも必要になる。

○被後見人の権利擁護を図るため、本人と後見人との関係がうまくいかなかったり、場合や他の支援体制への切替が望ましいと考えられる場合等において、家庭裁判所と連絡調整を図り、後見人の交代等に迅速・柔軟に対応することも地域連携ネットワークおよび中核機関の役割として求められている。

(6) 社協における権利擁護支援に関わる取り組み、総合相談体制の強化

○社協が中核機関を受託する場合は、単に成年後見制度の利用促進を図るだけではなく、中核機関としての実践を地域における総合的な権利擁護体制の構築、さらには総合相談・相談支援体制の強化等につなげる必要がある。

○このため社協は、「権利擁護センター等」の設置等により、下記の機能を拡充することが必要である。

【社協（権利擁護センター等）の権利擁護支援の取り組み】

- ①広報・啓発
 - ・住民への権利擁護に関する制度・支援について周知
 - ・権利擁護の必要な人を支援につなげることの重要性の周知
 - ・権利擁護が必要な状況についての関係機関、地域住民の理解の促進（地域福祉部門と連携）
- ②ニーズの発見・把握
 - ・権利擁護の必要な人を早期に発見し、支援につなげる
- ③相談・支援
 - ・成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用した権利擁護支援に関する総合相談
 - ・必要な支援の検討と調整
 - ・見守り体制の調整
 - ④人材養成、人材バンク機能
 - ・日常生活自立支援事業の生活支援員の養成
 - ・市民後見人養成研修の実施
 - ・市民後見人候補者の名簿の整備や登録
 - ・市民後見人養成研修修了者の活動に向けた支援（実務経験等）
 - ⑤成年後見制度の利用支援
 - ・申立て手続き支援
 - ・日常生活自立支援事業からの移行支援
 - ・受任者調整（候補者の調整）
 - ⑥後見人等の支援
 - ・後見人等としての援助内容や方法に関する相談
 - ・法律や福祉等の専門家のチームによる支援
 - ・生活支援に関する関係者とのカンファレンスの開催
 - ⑦調査・研究、サービス開発機能

○地域連携ネットワークおよび中核機関が担う機能である、市民後見人の養成、受任者調整、後見人等の支援（④～⑥）に取り組んでいる社協は、必ずしも多くはない。今後、先進的に取り組む社協等を参考とし、当該地域での体制づくりに取り組むことが必要となる。

○機能の拡充とあわせて、行政との連携、財源の確保、職員体制（相談体制等の整備）、関係機関との連携などにより運営体制の強化を行うことも必要となる。

○また、日常生活自立支援事業や権利擁護に関わる相談は、利用者・相談者に複合的な課題があるケースや家族等の課題が付随しているケースも多い。権利擁護を担当する部署と、総合相談、生活福祉資金貸付事業、小地域福祉活動、ボランティア活動などの担当部署との連携により支援の強化を図る必要がある。

3. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

(1) 成年後見制度との円滑な連携

○日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な状態にあっても必要な福祉サービスを利用し、地域で自立した生活を送ることができように支援することを目的に、社協と利用者の契約に基づき支援が行われる。

○本事業の利用中に契約継続能力がなくなった場合や、多額の財産管理および身上保護に関する契約等の法律行為（不動産・重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割、介護契約・施設入所契約等の各種サービスの利用契約、訴訟行為等）等、本事業の範囲を超えた支援が必要な場合には、成年後見制度への移行が必要となる。

○また、必ずしも日常生活自立支援事業の契約能力が失われていない状況にあっても、将来の見通しや生活状況等により、保佐・補助類型を含めた成年後見制度の検討が必要になることがある。

○このため、日常生活自立支援事業においては、利用者や家族に成年後見制度の内容（利用方法、支援内容や費用等）を適時適切に伝え理解を得るとともに、本人の意向を踏まえうえで、必要に応じて移行を円滑に行うための取り組みが求められる。

○一方、日常生活自立支援事業の利用者は、低所得の方や家族・親族との関係が希薄な場合が多く、「申立人がいない」「後見人候補者がいない」「申立ての費用や後見人の報酬が支払えない」などの理由により、成年後見制度の利用に結びつきにくい状況も見受けられる。

○円滑な移行を進めるためには、行政による関与・協力が不可欠であり、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成等を行政に対して働きかける必要がある。

○なお、日常生活自立支援事業に対する行政や関係機関の理解は十分とは言えず、事業の支援内容の範囲を超えた役割を求められたり、本人の判断能力が喪失しても成年後見制度の利用に結びつかないなどの状況も見受けられる。

○このため、成年後見制度への円滑な移行のためには、行政や関係機関、家庭裁判所等に対して日常生活自立支援事業による支援内容や利用者の状況に関する理解を求めていくことも必要である。

(2) 社協による法人後見に取り組む

○社協における法人後見の取り組みは、年々増加してきており、日常生活自立支援事業の利用者を継続支援する必要性から取り組む社協も多いと考えられる。

○さまざまな理由で生活のしづさを抱える人々を支え、社協が地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくうえで、適切な後見人等の担い手がいらないことと地域生活の継続が困難となる人を支えるためには、社協として法人後見に取り組むことも必要である。

○社協が行う法人後見は、①長期間の後見業務を継続して遂行できる、②法人による組織的な事務管理体制により安全性・信頼性を高めることができ、③訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えが多い事例、家族全体の見守りが必要な事例等についても組織による対応で支援を継続することができ、等の特性がある。こうした特性を生かし、社協は、個人の後見人等では、生活を支えることが難しい場合の後見ニーズに応えていく役割がある。

○社協の法人後見は、地域のセーフティネットとしての役割のほか、後見業務への市民参加の場、あるいは中核機関の受託に向けた成年後見関連業務の習熟の視点からも検討する必要がある。

○なお、社協が法人後見に取り組むにあたっては、利益相反に留意することが必要である。

・被後見人等が社協の介護保険サービス等を利用している場合は、他のサービス事業所への移行を調整するといった配慮が必要となる。しかし、他にサービス事業所がない、あるいは被後見人等にとってサービス事業所の変更が大きな負担となるなど、社協のサービス利用を継続する必要がある場合は、家庭裁判所に対し、後見監督人等の選任の申立てを行い、後見監督人等が社協のサービス利用契約の代理人となるようにしなければならぬ。なお、後見監督人等についても後見人等と同様、家庭裁判所の審判による報酬付与の対象となることを考慮する必要がある。

・中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組を整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認される等、中立性、透明性を担保することが必要である。(再掲)

○法人後見の実施にあたっては、必要に応じ、報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所の審判にもとづいて後見等報酬を得ることにより、必要な財源と体制を確保することも重要である。

4. 都道府県社協による市区町村社協の支援

○都道府県社協は、成年後見制度の利用促進を進めるため、都道府県行政と協議し、市区町村社協への支援や町村部等における広域的な事業を実施する必要がある。

○都道府県社協が実施する支援等については、以下のものが考えられる。

【都道府県社協による市区町村社協の支援】

- ① 都道府県域における権利擁護に関するニーズ把握
- ② 都道府県段階における行政、専門職団体とのネットワークの構築
- ③ 家庭裁判所との連携・調整
- ④ 市区町村社協の中核機関の受託に向けた支援
- ⑤ 広域での地域連携ネットワーク構築と中核機関の受託支援
- ⑥ 成年後見制度の利用支援を担当する職員の研修
＊初任者研修、支援困難事例の検討会など
- ⑦ 市区町村社協の担当者会議の実施（情報共有や未実施社協の動機づけ等）
- ⑧ 市民後見人の養成に対する支援
- ⑨ 成年後見制度のかかる調査研究

■ 国の基本計画における都道府県の役割

都道府県行政は、成年後見制度利用促進に関し都道府県全体の施策の推進が期待されている。具体的には、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが求められている。

- ・各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する
- ・後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進める
- ・各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点からの家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携面など、必要な支援を行う
- ・都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

III 今後の取組・検討課題（全社協の取り組み）

○今後、社協における成年後見制度利用促進の取り組みと地域の権利擁護体制の構築に向けて、全社協・地域福祉推進委員会では、本方策の推進を図りながら、下記についての取り組みを進める。

- ① 成年後見制度利用促進にかかる社協の取組事例の収集と提供
- ② 権利擁護に関わる取り組みについての拡充の検討
 - ・ 市民後見人の活動の推進
 - ・ 社協における任意後見、金銭管理等の委任事務、身元保証、死後事務等の実施
 - ・ エンディングノートなど、本人の意思表明ツールの活用

③日常生活自立支援事業の今後の方向性の検討

④都道府県・指定都市社協の権利擁護担当者の情報共有のための会議・研修の実施

⑤家庭裁判所との連携のための最高裁判所等との調整

参考資料①

【『「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプラン」に示された権利擁護等に関する行政との取り組み強化について】

・全社協・地域福祉推進委員会で示した「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプラン（平成29年6月）では、「行政とのパートナーシップ」のひとつとして「権利擁護等に関する行政との取り組み強化」を掲げている。具体的な取り組みに向けた段階的な目標としては、下記のとおり設定している。

＜ステップ①＞

- ・行政との協議の場の設定
- ・法人後見や市民後見人の養成等への取り組み
- ・総合的な権利擁護の仕組みづくり

＜ステップ②＞

- ・総合的な権利擁護体制の構築
 - ・市民後見人の活動支援
 - ・地域連携ネットワークの中核機関の受託
- （ステップ①②の詳細は次頁参照）

「社協・生活支援活動強化方針」第2次アクションプランより抜粋

4. 行政とのパートナーシップ

行動宣言

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけをすすめます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

《現状》

- **社協は、民間の公益法人として、さまざまな事業・活動を展開しながら地域福祉推進の中核的役割を果たしてきた**

- ・近年、権利擁護や成年後見制度などの体制整備やその担い手としての市民後見人の養成などに取り組む社協が増えてきている。

《課題》

- **今日的な社協と行政の関係について整理し、さらなる連携強化が求められる**

- ・権利擁護や成年後見制度利用支援については、社協だけで完結することは難しく、地域の関係者とも協議し、行政との連携のもと体制整備を図る必要がある。
- ・成年後見制度利用促進基本計画の制定に伴い、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援のプラットフォームとなる地域連携ネットワークの構築を図ることが求められている。

(3) 権利擁護等に関する行政との取り組み強化

ステップ①

ステップ②

- これからの権利擁護のあり方について行政と協議する場を設ける。
 - ✓ 行政と連携し、専門職団体や関係者の参加を得て、地域における成年後見制度などの権利擁護の体制のあり方について協議の場をもつ。
- 行政からの協力を得ながら、法人後見や市民後見人の養成等に関するモデル的な事業に取り組む（法人後見、市民後見人養成事業等の未実施社協）。
 - ✓ 総合相談・生活支援の充実と体制強化への取り組みと連動させ、法人後見や市民後見人の養成等をモデル的に取り組む。
- 行政と連携し総合的な権利擁護の仕組みづくりに向けて検討を行う。
 - ✓ 行政と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの支援が必要な人を発見し、適切かつ必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりのあり方を検討する。

- 行政と連携し、総合的な権利擁護体制を構築する。
 - ✓ 権利擁護・成年後見センターを受託実施する等、社協の生活支援・相談センター（仮称）と連動して、法人後見、成年後見制度利用支援などの権利擁護活動に組織的に取り組む。
 - ✓ 行政と連携し、住民に対する総合的な権利擁護体制を構築する。
- 市民後見人の活動を支援する。
 - ✓ 成年後見制度利用促進基本計画による市町村の実施計画策定により、今後、市民後見人養成に取り組む市町村が増えた場合、行政とのパートナーシップのもとで市民後見人による後見活動上の相談・支援に対応する。
- 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関となる
 - ✓ 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関の受託を目指す。

平成 29 年度「成年後見制度にかかる実態調査」調査結果の概要

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部

【目的】

国の成年後見制度利用促進計画が策定され、各市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがすすめられるなかで、各市町村社協における成年後見制度への取り組み状況について情報収集し、社協の有する機能、地域連携ネットワークにおいて果たすべき役割や、今後の地域の権利擁護体制のあり方の検討に資することを目的として実施した。

【調査期間】平成 29 年 10 月 5 日～10 月 26 日

【調査対象】市区町村社協（1,846 か所）および 指定都市社協（20 か所）

【回答社協数】回答社協数：1,156 社協（回収率 62.0%）

調査結果のポイント

1. 「権利擁護センター等」の設置と権利擁護・成年後見に関する取り組み

- 「権利擁護センター等」*を設置している社協は約 2 割で、権利擁護・成年後見に関する取り組みを積極的にすすめている。

*本調査で「権利擁護センター等」とは、市民等からの成年後見に関する相談の受付や成年後見の利用手続き支援等を行っているセンターをいう。

- ・「権利擁護センター等」を設置している社協は、20.2%（234 社協）。
（取り組み状況については、以降の各項目を参照）

2. 広報機能

- 成年後見制度に関する広報の取り組みとして、広報紙、パンフレット、ホームページによる周知や市民、福祉関係者向けの研修会の開催等が行われている。

- ・広報に関する主な取り組み状況（実施率）は以下のとおり。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
広報紙等による周知	33.3%	85.5%	20.0%
パンフレットの作成・配布	25.3%	80.8%	11.2%
ホームページによる周知	24.7%	77.8%	11.2%
市民向け講座・研修会等の開催	23.4%	74.8%	10.4%
福祉関係者向け研修会等の開催	16.2%	54.7%	6.4%

- ・一方で、とくに広報に関する取り組みをしていないという回答は 48.8%（564 社協）。

3. 発見・相談機能

- 約 75%で見守り活動等から権利擁護・成年後見制度の相談窓口につなぐ仕組みがある。
- 約 8 割では、専門の相談窓口を設置し、または総合相談窓口において権利擁護・成年後見制度に関する相談対応を行っている。

- ・見守り活動等から、権利擁護・成年後見制度による支援を要する人が発見された場合に、相談窓口につなぐ仕組みがあるのは 863 社協 (74.7%)。
- ・約 8 割の社協で相談窓口において権利擁護・成年後見制度の相談対応を行っている。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
専門の窓口を設置 (常設)	20.3%	79.5%	5.3%
専門の窓口を設置 (特定日時に限定)	1.9%	1.7%	2.0%
専門窓口の設置はないが総合相談窓口で対応	58.4%	17.9%	68.6%

- ・新規相談時の相談者は、「本人」が最も多く、次いで「親族」となっている。

4. 市民後見人等の候補者の調整

- 社協が行う受任調整のうち、半数以上が「専門職後見」となっており、「社協の法人後見」「市民後見」の受任調整は 2 割前後となっている。
- 全体の約 3 割の社協で成年後見申立て支援を行っている。

- ・市民後見人等の候補者の調整 (受任調整) は、全体で 10.6% (122 社協) が実施。センター設置社協では 43.2% (101 社協) が実施している。
- ・平成 28 年度の受任調整件数 1,313 件のうち、「専門職後見」が 56.2% (738 件) と最も多く、次いで「社協の法人後見」21.3% (280 件)、「市民後見」18.7% (246 件)。
- ・1 社協あたりの受任調整件数は、年間 10 件未満が 52.5% (うち、1～5 件が 42.6%)。
- ・成年後見申立て支援の実施状況は以下のとおり。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
首長申立て以外の支援	29.5%	84.6%	15.5%
首長申立て支援	23.2%	65.0%	12.6%

5. 市民後見人の養成と登録

- 市民後見人の養成研修や名簿の整理・登録、研修修了者の実務支援については、全体の約 15%の実施にとどまっている。

- ・市民後見人養成研修は、全体で 15.3% (177 社協) が実施。センター設置社協では 55.2% (129 社協) が実施している。
- ・市民後見人の名簿の整理・登録については、全体で 11.4% (132 社協) が行っている。センター設置社協では 44.0% (103 社協) が実施している。
- ・市民後見人養成研修の修了者が実務経験を重ねるための取り組みでは、「後見支援員への登用」7.5%、「日常生活自立支援事業・生活支援員への登用」14.6%となっている。

6. 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

- 成年後見制度へ移行を検討した利用契約の約 6 割が成年後見制度に移行している。
- 半数の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討している。

- ・日常生活自立支援事業の利用者のうち、5.8% (2,296 件) について成年後見制度への移行を検討しており、そのうち約 6 割 (1,356 件) が成年後見制度に移行している。その後見類型は、後見 65.8% (892 件)、保佐 28.0% (380 件)、補助 5.0% (69 件)。
- ・全体の 52.4% (センター設置社協では 84.6%) の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討した事例がある。

7. 任意後見に関する支援

- 約 4 割の社協で任意後見に関する支援を行っている。

- ・「任意後見に関する情報提供」が 32.6%、「任意後見の相談」が 24.6%。

8. 親族後見人への支援

- 全体の約 3 割の社協で情報提供を行うなど、親族後見人への支援に関する取り組みが行われている。

- ・親族後見人への支援にかかる取り組み状況等 (実施率) は以下のとおり。(複数回答)

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
成年後見制度に関する情報提供	27.0%	66.2%	17.0%
交流会、勉強会等の開催	4.1%	17.9%	0.5%
個別相談	19.4%	59.8%	9.1%
関連する取り組みを行っていない	65.4%	19.7%	77.1%

- ・一方、全体の 65.4%の社協では、関連する取り組みを行っていないと回答している。
- ・支援の必要性を把握しながらも、親族後見人に関する情報が得られないために、具体的な支援につながらない状況にあるという回答も見られた。

9. 後見監督人等の受任

- 後見監督人等の受任は、センター設置社協における実施は約 2 割となっている。
- 監督を行う後見人の 8 割以上は「市民後見人」となっている。

- ・「平成 29 年 9 月末現在、後見監督人の受任をしている社協」は、4.1% (47 社協)。受任件数は計 456 件となっている。センター設置社協については 19.2% (45 社協) が受任している。
- ・後見人の属性別受任件数は、「市民後見人」が 85.1% (388 件)、「法人後見人」が 13.6% (62 件)。
- ・受任社協の 61.7%で後見監督人報酬申立てを行っている。また、64.6%が委託金・補助金を財源としている。

10. 法人後見

- 法人後見の受任体制がある社協は約3割。
- 所得の低い方や親族等が近くにいる方などの利用が多く見られ、これらの状況について法人後見の受任要件としている社協も多い。

- ・法人後見の実施状況（実施率）は以下のとおり。30.1%（348社協）の社協で法人後見の受任体制がある。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
受任しているケースがある	25.2%	68.8%	14.1%
過去に受任実績がある	1.5%	3.0%	1.1%
受任体制はあるが受任実績はない	3.5%	5.6%	2.9%
合計（受任体制がある社協）	30.1%	77.4%	18.1%

- ・平成29年9月現在の法人後見受任件数は合計2,824件。内容・利用者等については、以下のとおり（複数回答）。

	該当件数	割合
日常生活自立支援事業からの継続	794件	28.1%
生活保護受給世帯に属する者	592件	21.0%
住民税非課税世帯に属する者	1,681件	59.5%
首長申立てをした者	1,468件	52.0%
施設入所者	1,676件	59.3%

- ・受任件数が5件以下の社協は54.3%である一方、10件以上は28.9%となっている。
- ・受任している法人後見の7割が「報酬あり」となっている。
- ・報酬額について、「報酬あり（本人の財産から）」の場合は、「2万円以上3万円未満」が34.1%（530件）と最も多い。
- ・社協が法人後見を受任する要件について、主なものは以下のとおり。（複数回答）

	該当割合
適切な後見人等候補者がいない	67.2%
首長申立てである	43.1%
申立時に日常生活自立支援事業の利用者であること	36.2%
生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと	35.1%

- ・任意後見について、17社協（108件）が実施、うち後見監督人が選任され任意後見契約が発効しているのは5社協（12件）となっている。

11. 家庭裁判所との連携状況

- 約2割の社協が日頃から家庭裁判所と連携している。

- ・権利擁護・成年後見の取り組みを進めるにあたって、家庭裁判所と「連携している」と回答した社協は18.3%（212社協）。

12. 権利擁護センター等の設置・運営状況

- センター運営にあたっては市町村行政との連携をすすめており、半数近くはセンター運営について行政計画に位置づけている。
- 収入の約8割は補助金・委託金。後見報酬による収入は全体の約1割にとどまる。

- ・センター運営にあたって、「弁護士、司法書士等の専門家が入った運営委員会等のバックアップ体制がある」社協は73.5%。「運営委員会等の組織はないが、随時相談できる弁護士、司法書士等専門家がいる」社協は12.8%となっている。
- ・センター運営にあたって、市町村行政の担当者と情報交換を行っているのは83.8%、補助、委託等の公費を受けているのは82.5%。また、市町村の行政計画に位置づけられているのは45.3%で、うち60.4%は財源まで担保されている計画となっている。
- ・160市区社協の平成28年度のセンター運営の収支をみると、収入の77.3%が補助金・委託金になっている。後見報酬は10.6%、法人からの繰入金は9.3%となっている。

13. 市町村の取り組み等

- 多くは地域連携ネットワークや中核機関が明らかにされていない状況であるが、中核機関を予定している社協もみられた。
- 都道府県・指定都市社協には、人材確保・育成や行政への働きかけなどの役割が期待されている。

- ・計画策定や地域連携ネットワークの構築に向けて一部の地域で動きが見られるものの、多くが市町村の方針が明らかにされていない、不明という状況。

【市町村の基本計画について】

「策定をすすめている」2.9%（34社協）、「検討中」12.1%（140社協）

【地域連携ネットワークについて】

「市町村を対象圏域とする予定」9.2%（106社協）、「複数市町村を対象圏域とする予定」4.3%（50社協）。

- ・そのなかで、地域連携ネットワークの中核機関を社協が担うことについて、前向きに検討・対応しているという回答もみられたが、現状では人材・財源等の実施体制が十分でない、行政との連携がとれない等の理由から、むしろかしいとの回答がみられた。

【中核機関について】

「自社協が担う」は3.4%（39社協）。センター設置社協では11.1%（26社協）。

- ・都道府県・指定都市社協に求められる役割・期待について、主な回答は以下のとおり。

	該当割合
人材確保・育成に関する取り組み	58.1%
行政への働きかけ	54.4%
地域連携ネットワークの整備に向けた関係団体・機関との連携	44.5%
複数の市町村域による広域実施にかかる支援	30.0%

(訟ろー 1 5ーB)

平成 3 0 年 7 月 2 4 日

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 宇田川 公 輔

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

今般、全国社会福祉協議会が、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策を取りまとめ、別添のとおり の提言を全国の都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会に対して周知した旨の情報に接しましたのでお知らせします。

別添の提言書には、市区町村社会福祉協議会は、成年後見制度利用促進基本計画でうたわれている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関を受託するなどし、その役割を担うことが求められ、中核機関を受託する場合には、各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠であると記載されています。各家庭裁判所においては、中核機関について受託を指している、あるいは、中核機関として求められる機能が実質的に備わっていると考えられる市区町村社会福祉協議会との間で、家庭裁判所との連携に向けた検討等が行われていることと承知していただきますが、今後、中核機関について受託を指して取組を進める市区町村社会福祉協議会も増えていくものと見込まれます。各家庭裁判所においては、司法機関としての中立性・公平性に配慮しつつ、引き続き、各地における中核機関の設置に向けた取組について、可能な限り積極的に対応していただきますようお願いいたします。

また、別添の提言書には、都道府県社会福祉協議会は、成年後見制度の利用促進を図るため、都道府県行政と協議し、市区町村社会福祉協議会への支援や町村部等

における広域的な事業を実施する必要があるとも記載されています。家庭裁判所としても、このような都道府県社会福祉協議会の取組が円滑に進められるよう、都道府県や都道府県社会福祉協議会との間で、町村部等における広域的な取組の実施に向けた支援の在り方等について協議を行うことも有益であると思われま す。

なお、全国社会福祉協議会は、別添のとおり取りまとめた基本的な方策の推進を図る上での今後の取組・検討課題について、本年度も委員会を設置して議論することとしており、その中で、家庭裁判所との連携についても取り上げられる予定となつて いるとのこと です。当局としましては、全国社会福祉協議会での議論については、必要な協力を して参りたいと考 えておりますので、その検討状況等については、必要に応じて、情報提供させていただきます。

敬 具

事 務 連 絡
平成 30 年 8 月 23 日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び
中核機関整備の推進について（情報提供）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

本年 4 月 13 日付け事務連絡により、市町村計画の策定及び地域連携ネットワークのコーディネートを担当する中核機関の設置運営に要する費用について、平成 30 年度より地方交付税措置を行うことが決定された旨お伝えしていたところですが、今般、以下のとおり、市町村（標準団体 10 万人規模）における普通交付税措置の内容について、情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、下記について管内市町村に周知いただくとともに、広域的な見地からの市町村計画の策定や中核機関整備に係る助言・支援等、管内市町村の体制整備の推進について、よろしくお願いします。

記

社会福祉費（市町村分）の単位費用上、（細目）社会福祉事業費（細節）社会福祉共通費の需用費等に「成年後見等実施機関運営等事務費」として 3, 0 6 9 千円（標準団体ベース）を計上

※上記額は「市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用」に係る額。

※本件は今後発行される「平成 30 年度地方交付税制度解説（一般財団法人地方財務協会）」に掲載予定。

（担当）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室 栗原、福野
電話 : 03-5253-1111（内線 2228）
E-mail : seinenkouken@mh1w.go.jp

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格： 本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額： 所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類： 普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

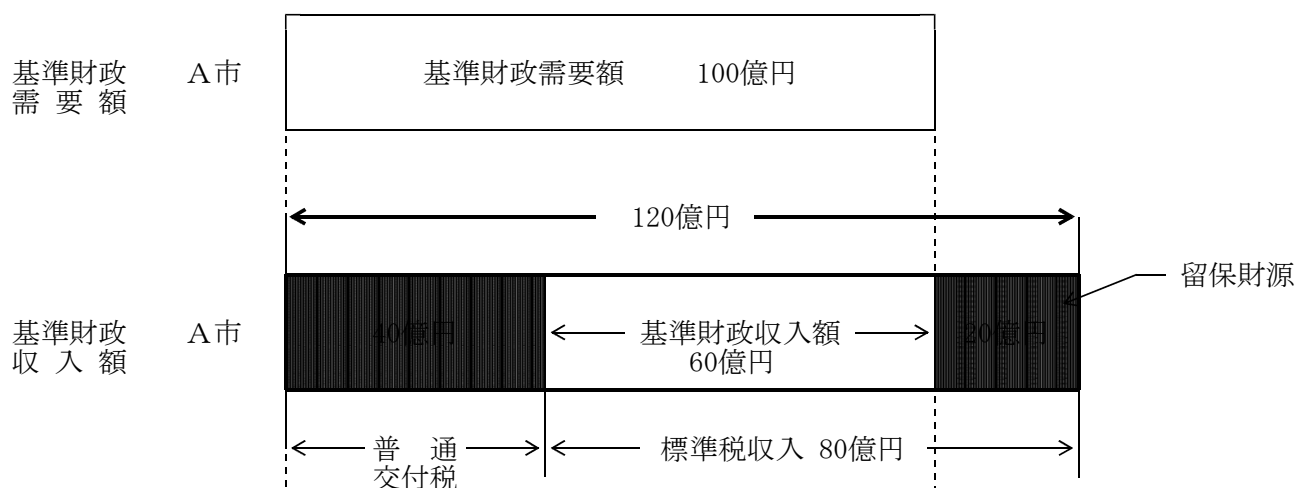
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 ＝ （ 基準財政需要額 － 基準財政収入額 ） ＝ 財源不足額

基準財政需要額 ＝ 単位費用（法定） × 測定単位（国調人口等） × 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 ＝ 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）

普通交付税の仕組み



事 務 連 絡

平成 31 年 3 月 18 日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

厚生労働省老健局総務課

認知症施策推進室

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

標記については、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年 4 月から、別添資料のとおり

- ・ 診断書の書式を改定するとともに、
- ・ 医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート（作成は任意）」を新たに導入する

こととする旨、情報提供がありました。

※ 本人情報シートについては、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されています。

各都道府県におかれましては、管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わることが想定される関係者に対して、幅広く周知いただくとともに、基本計画の趣旨を踏まえ、関係者における同シートの作成等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願いいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については、各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別途、医政局総務課より都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局宛に医療機関への周知依頼についての事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

〔送付資料〕

（別添）別添書式・手引き（最高裁判所事務総局家庭局）

社援地発 0603 第 1 号
社援保発 0603 第 2 号
障障発 0603 第 1 号
老振発 0603 第 1 号
令和元年 6 月 3 日

都道府県
各 指定都市 関係主管部（局）長殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局振興課長
（ 公 印 省 略 ）

「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への
支援に関するガイドライン」について（周知依頼）

内閣府の消費者委員会が平成 29 年 1 月 31 日に取りまとめた「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」及び平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象に「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられ、本日、厚生労働省医政局総務課長から、別添の通り各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部（局）宛て通知されました。

ガイドラインでは、少子高齢化の進展によって、認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人の増加といった状況がみられる中で、判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医

療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要とされ、これらの人に対する医療機関の具体的な対応方法が示されています。認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがいない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援についても必要となる場合が多いことから、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局等の福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関と、医療機関の連携を図ることが重要です。各自治体におかれては、ガイドラインの趣旨・内容等について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に対して広く周知いただきますようお願いします。

別添：「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）」（令和元年6月3日付け医政総発0603第1号。厚生労働省医政局総務課長通知）

（照会先）

○ 本通知について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
電話：03-5253-1111（内線 2229）

○ ガイドラインについて

厚生労働省医政局総務課
電話：03-5253-1111（内線 4158）

医政総発0603第1号
令和元年6月3日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局）長 御中

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する
ガイドラインの発出について（通知）

近年、少子高齢化が進展し、単身の高齢者が増加している中、主にこうした方等を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス（以下「身元保証等高齢者サービス」という。）が生まれている。

今後、こうしたサービスの需要が一層高まっていくことが見込まれる中、消費者被害を防止する観点から、内閣府の消費者委員会において、平成29年1月に、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）が取りまとめられた。建議においては、高齢者が安心して病院に入院することができるよう、病院が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること等が求められている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）において、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等」について、医療・介護等の現場において、関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討することが求められている。

厚生労働省は、建議及び基本計画を踏まえ、平成29年度厚生労働科学特別研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握を行った。

また、平成29年度の研究の成果を踏まえた上で、平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられたところである。

ついては、別添のガイドラインについて、貴管下医療機関へ周知し、活用を促していただくなど、関係部局・関係機関と十分連携の上、身寄りがない人や判断能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めていただくようお願いする。

また、ガイドラインについては、社会・援護局地域福祉課、同局保護課、同局障害保健福祉部障害福祉課及び老健局振興課より、各都道府県等の福祉部局にも周知しているところであり、貴部局におかれては、特にこれらの部局とも連携して対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

【別添】

- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

【参考】

- 「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）」（令和元年 6 月 3 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長通知）
- 「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成 30 年 4 月 27 日付け厚生労働省医政局医事課長通知）

（照会先）

厚生労働省医政局総務課

電話：03-5253-1111（内線）4158

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものである。貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

各都道府県知事 殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
(公印省略)

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
の成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律（他の法律の欠格条項を準用等している法律を含む。）における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。今回の改正により、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格・職種・職種等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。各制度の改正に係る施行期日については、概ね、公布日施行、公布の日から起算して3月又は6月を経過した日に施行するものとされており、いずれも公布日からの期間が短いことや多分野にわたる多数の法律を改正するものであることから（下記Ⅲ参照）、法改正の趣旨を踏まえつつ貴職におかれましてはそのリーダーシップの下で早急に施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後は、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされており、施行に向けた詳細については関係法律の所管府省からそれぞれ通知等がなされるものと考えていますが、当室からも一括整備法の施行に向けた留意事項について下記のとおり通知いたしますので、御参照下さい。

管下の市区町村に対しては、市区町村長を始め、関係する担当課にもれなく今回の法改正の趣旨やそれを踏まえた施行準備、対応等が適切に行われるよう、貴職から確実に御周知いただきますようお願い申し上げます。

記

I. 一括整備法の概要及び法律の趣旨を踏まえた対応のお願いについて（資料 1～3 参照）

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法等も含め、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置を一括して見直すものです。これにより、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、各資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、関係法律の所管府省からは、場合によっては条例・規則等の整備が必要になるものも想定されるとの連絡を受けています。詳細については、所管府省からおって通知等がなされるものと考えていますが、かかる条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものとはしないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、上記の一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

なお、一括整備法の内容については、内閣府ホームページに掲載している法律案（URL を末尾に記載）、「法律の概要」（資料 1）、「見直し法律リスト」（資料 2）及び「衆議院修正案」（資料 3）を御参照下さい。

II. 条例等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しについて

上記 I のとおり、一括整備法の成立により、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置が一括して見直されました。また、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月 1 日成年後見制度利用促進委員会。以下「議論の整理」という。）においては、各府省において、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限を設けないよう留意することとされています。さらに、議論の整理では、各府省において、政省令や通知などに基づいて成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきとされています。こうした方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいくこととなりますが、各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願いいたします。

III. 一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

- ① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要ないもの 公布日（令和元年 6 月 14 日）
- ② 省令等の整備が必要なもの 公布の日から 3 月を経過した日（令和元年 9 月 14 日）
- ③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの 公布の日から 6 月を経過した日（令和元年 12 月 14 日）
- ④ その他 個別に定める日（建築士法等 令和元年 12 月 1 日）

参考 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」(平成30年3月13日閣議決定)の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

URL : <https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html>

※法案は衆議院において修正されています(土地改良法の改正規定(法案第111条)を削除し、建築士法等の改正規定の施行日(法案附則第1条第3号)を平成30年12月1日から令和元年12月1日に修正)。修正案は資料3を御参照下さい。

資料1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

資料2 見直し法律リスト

資料3 衆議院修正案(要綱、案文、新旧対象条文)

担当：内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室

西村、藤野、川上、金柄

TEL：03-3581-1875(直通)

メール：shintaro.nishimura.a8s@cao.go.jp

nishimura-shintarou@mhlw.go.jp

masahiro.fujino.f9v@cao.go.jp

fujino-masahiro@mhlw.go.jp

keiko.kawakami.y2r@cao.go.jp

takuya.kanetsuka.b9k@cao.go.jp

※内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室は令和元年7月中旬を目途に廃止されます。

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室長
(公印省略)

成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI を踏まえた体制整備の推進について

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度利用促進基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、今後の施策の目標として、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことを掲げ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の体制整備を推進していくこととしています。

また、基本計画においては、

- ・「国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである」
- ・「基本計画の中間年度である平成 31 年度（令和元年度）においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う」（別添 1 参照）

とされています。

上記を踏まえ、各施策の実現に向けて、その目指すべき目標を明確化し、施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、成年後見制度利用促進専門家会議における議論を踏まえて、今般、基本計画に係る KPI（重要業績評価指標）を設定するとともに、「認知症施策推進大綱」（令和元年 6 月 18 日認知症施策推進閣僚会議決定）に KPI を盛り込んだところです。

具体的には、KPI として、基本計画の最終年度である令和 3 年度（2021 年度）末までに

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全 1741 市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全 1741 市区町村

などを新たに設定したところであり、KPI の達成に向けて、地域の体制整備をより一層推進していくことが必要と考えています。（別添 2 及び 3 参照）

基本計画においては、都道府県の役割について、「促進法第 5 条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭

裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待」されています。

各都道府県におかれては、管内市区町村に対し、KPI の達成に向けて、中核機関の整備や市町村計画の策定などの体制整備の推進について周知徹底を図るとともに、管内の中核機関の整備や市町村計画の策定状況等を継続的に把握し、広域的な観点から必要な助言や支援をお願いいたします。

特に、地域連携ネットワークや中核機関の整備に当たっては、市区町村行政と、成年後見制度を運用する家庭裁判所や権利擁護業務を担う社会福祉協議会、後見人等の担い手となる専門職団体等との連携が重要です。

このため、都道府県におかれては、

- ・家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会、専門職団体との定期的な連絡会議等において必要な情報共有を図るとともに、管内の中核機関の整備状況や市町村計画の策定状況等について随時情報を提供する、
- ・これらの関係機関や団体と連携の下、広域的な中核機関の整備も含め複数の市区町村によるブロック別会議の開催や、取組みが遅れている市区町村への働きかけや体制整備に向けた助言

を行うなど、地域の実情に応じて、管内市区町村の KPI の達成に向けた主導的な役割を果たしていただくようお願いいたします。（別添 4 参照）

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（添付資料）

- 別添 1 成年後見制度利用促進基本計画の工程表
- 別添 2 成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI
- 別添 3 「骨太の方針」及び「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策
- 別添 4 都道府県の役割
- 別添 5 地域連携ネットワークと中核機関の整備について

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I 制度の周知			パンフレット、ポスターなどによる制度周知		
II 市町村計画の策定			国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ		
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等		適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築	
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		金融機関における自主的な取組のための検討の促進 専門職団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討		医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し		成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで			

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI

令和元年5月30日

工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）
I 制度の周知	・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 470市区町村） （参考値） ・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）
II 市町村計画の策定	・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数（平成30年10月時点 60市区町村）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定 ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県 ・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入 ・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定
IV 地域連携ネットワークづくり	・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 492市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（平成30年10月時点 210市区町村） ・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村（平成30年10月時点 59市区町村） ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村（平成30年10月時点 79市区町村） ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和	・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上（平成30年12月末時点 約12%） ※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律(190)

「骨太の方針」及び「認知症施策推進大綱」における成年後見制度利用促進施策

○経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日 閣議決定）

（7）暮らしの安全・安心

- ⑤ 共助・共生社会づくり
（共生社会づくり）

「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症と共生する社会づくりを進める。また、成年後見制度の利用を促進するため、同大綱も踏まえ、中核機関の整備や意思決定支援研修の全国的な実施などの施策を総合的・計画的に推進する。

○認知症施策推進大綱（認知症施策推進関係閣僚会議 令和元年6月18日）

⑨成年後見制度の利用促進

- 全国どの地域に住んでも、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関（権利擁護センター等を含む。以下同じ。）の整備や市町村計画の策定を推進する。
- 成年被後見人等の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援ができるよう、成年後見人等に対する意思決定支援の研修の全国的な実施を図る。また、「任意後見」「補助」「保佐」制度の広報・相談体制の強化や、市町村等による市民後見人・親族後見人への専門的バックアップ体制の強化を図る。
- 後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するために、市町村の取組を支援する。

KPI／目標

- 成年後見制度の利用促進について(2021年度末)
 - ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
 - ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
 - ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
 - ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
 - ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村数
 - ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
 - ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

都道府県の役割(市町村への広域的支援)

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

管内市町村の
体制整備状況
の把握

家庭裁判所や県社
会福祉協議会、専門
職団体等との
打ち合わせ



市町村向け会議の開催等

(管内市町村の取組状況の共有、都道府県全体の取組方針の伝達等)



中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討

家裁支部単位
での連絡会議
の開催

広域設置が
考えられる
自治体間での
勉強会開催

検討が進まな
い自治体への
個別の助言・
指導

※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携

※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)

市町村や中核機関
への専門的助言
(家裁や専門職団体と
の連携を含む)

担い手確保や市町村
職員等の資質向上

市民後
見人の
養成
推進

法人後
見の立
ち上げ
推進

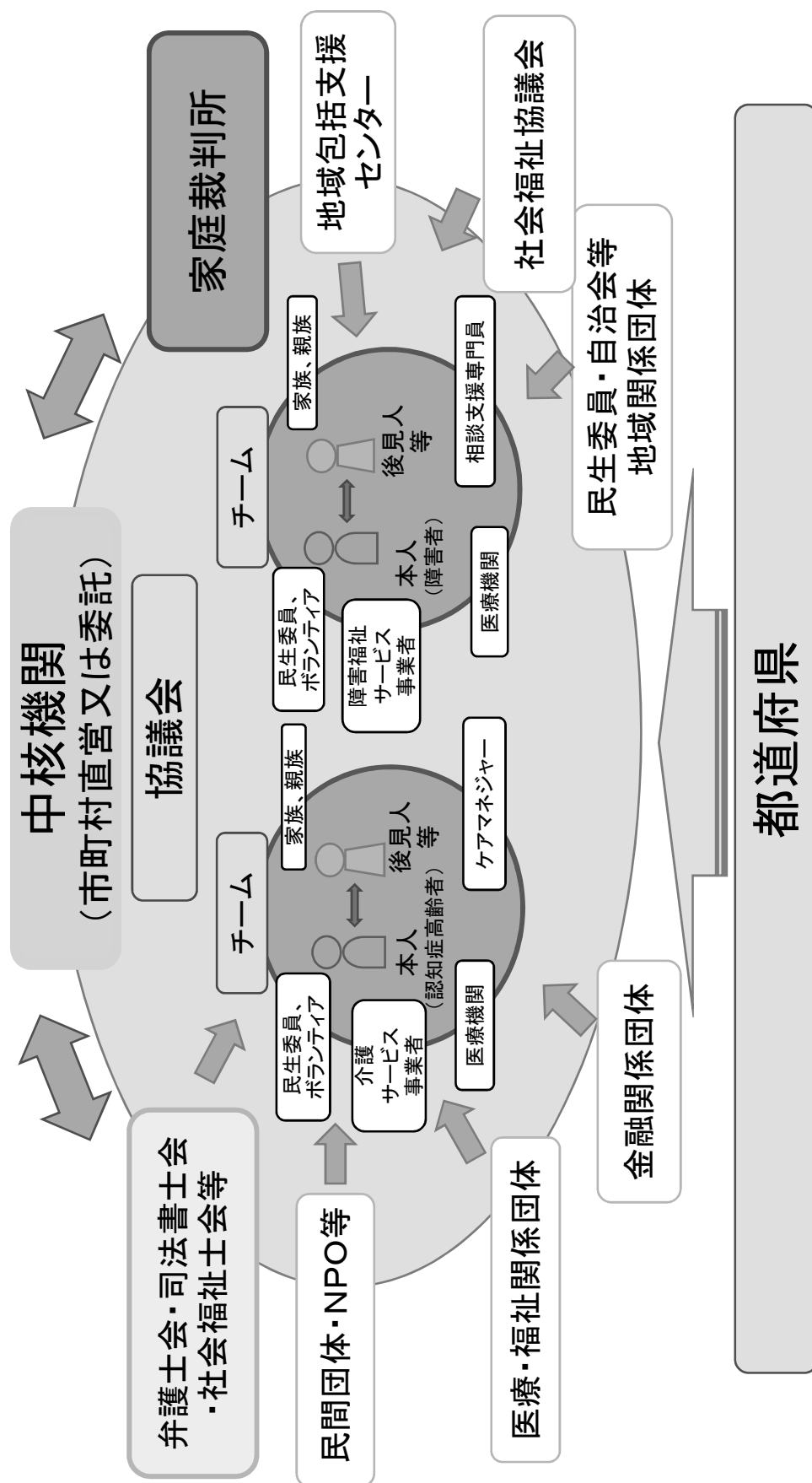
市町村職員や
中核機関職員等
の研修

地域連携ネットワークと中核機関の整備について

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

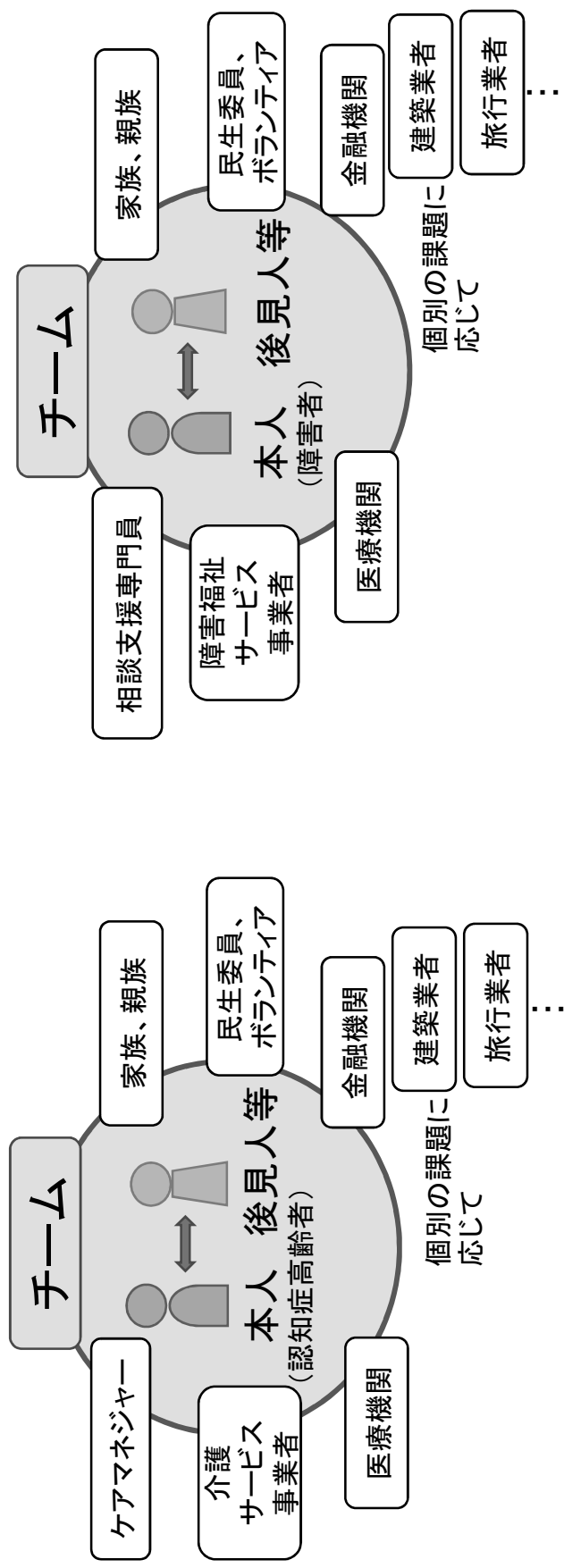
※協議会・・・法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム・・・本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒に日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。



1 点目 「チーム」について

- 必ずしも一から作る必要は無く、実際には、ケアマネジャーや相談支援専門員等が作っている既存のチームに後見人が参加するケースも少なくないと考えられる。



内容：本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

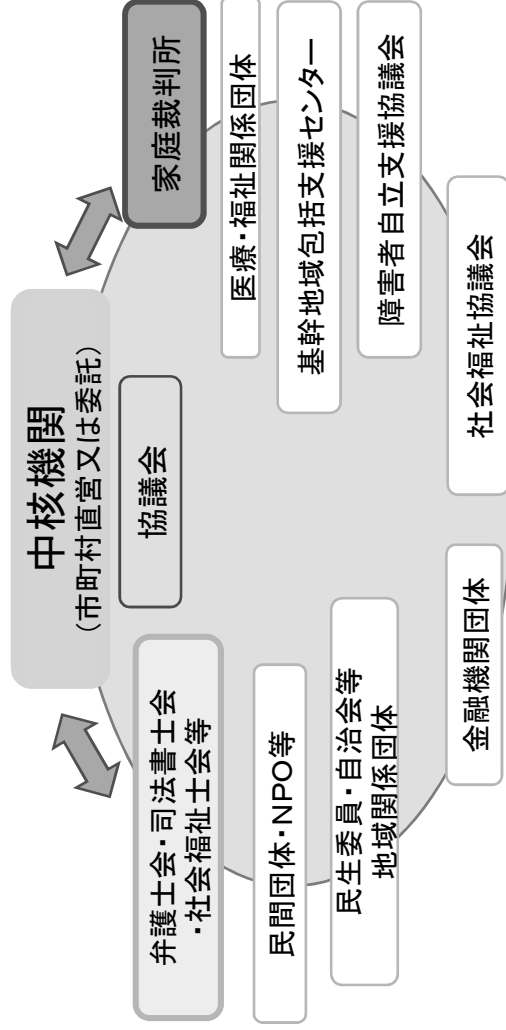
メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、

家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等
エリア：日常生活圏域など

2点目 「協議会」について

- 地域ケア会議や障害者自立支援協議会など、他の福祉部門の協議会等の権利擁護版であり、新たに一から構築する必要は必ずしもない。
- 例えば、各地域において取組が進められてきた地域包括ケアシステム関係機関等のネットワークや障害者自立支援協議会のネットワークの一部に、まず連携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の「司法」との連携を加えていくことも想定される。
- ポイントは、司法も含めた関係者との連携であり、「顔の見える関係」を構築すること。

イメージ



内容：後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

メンバー例：上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ適宜選定（例：商工会や警察など）

エリア：自治体圏域～広域圏域

※ 協議会の設置検討フローは、「中核機関の手引き」P62に出ています。

3点目 「中核機関」について

- 中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(以下の4つの機能)を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。

【4つの機能】 ①広報、②相談、③制度利用促進(受任者調整(マッチング)、担い手の育成・活動の促進)、④後見人支援

- 協議会の事務局

中核機関 (市町村直営又は委託)

- ◎ 地域に応じて柔軟に整備していただく観点から、具体的な要件はない。
(いわゆるハコモノ新設ではない。)
- ◎ 「全国どこに住んでも権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点から、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備が急務
「小さく生んで大きく育てる」という考え方。「広報」「相談」が優先すべき機能。

令和元年度予算 3. 5億円

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な者が制度を利用できる地域体制を構築するため、都道府県の支援の下、中核機関の整備や市町村計画の策定を推進する。

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】 (補助事業) 320百万円

(1) 都道府県事業

〔社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 都道府県1/2〕

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等による体制整備の推進(広域的な中核機関立ち上げや計画策定支援等)
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置(ノウハウに乏しい市町村や中核機関職員等への助言等)

(2) 市町村事業

〔社協等の民間団体に委託可、(補助率)国1/2 市町村1/2〕

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援(立ち上げに向けた関係機関会議の会議費や先進地視察等)
- ②中核機関の先駆的取組の推進(適切な後見人候補者を選任する仕組み(受任調整会議)や、親族後見人を継続的に支援する取組(専門職による助言等)等の先駆的取組)

(3) 先駆的取組に係る調査研究

〔シンクタンク等の民間団体(補助率)10/10〕

【成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修) (委託費) 30百万円

国において、市町村や中核機関職員、都道府県の研修担当者に対する研修を実施する。※民間委託

中核機関が活用できる財源のイメージ

令和元年度予算事業

